

## 特別活動 部活動の取り扱いに関する動向を巡って

佐々木 隆

### プロローグ

教育にとって最も重要なことは「人間形成」にあり、そのために教育基本法第1条の目的にある「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が必要なのである。筆者は「特別活動と総合的な学習の時間における人間形成の教育的意義」（『新教育課程研究』第1号、2018）において集団活動を通して人間形成に大きく寄与する特別活動と総合的な学習の時間に重要性について述べて来た。昨今、労働者としての教員に焦点が当てられ、部活動の指導について国からの指針なども示されるに至ったが、そもそも部活動の持つ意味とは何であったか、現在の本当の問題点はどこにあるのか、考察していきたい。

### 1 部活動を巡る報道と教員の役割

この1・2年、教育界でも体罰、ハラスメント、長時間労働が特に問題視され、教員の取り巻く環境が急激に変化している。単に教育界だけの問題ではなく、社会全体としてもブラック企業がやり玉に上がるなど、労働者側からの視点が強く反映されている。ここで簡単にクラブ活動と部活動について確認しておきたい。厳密に言えば、小学校4～6年生の特別活動の正課として行われるクラブ活動、正課外活動として放課後に行われる部活動がある。中学校・高等学校では正課として行われているクラブ活動は学習指導要領にはなく、正課外活動の部活動が行われている。ここでは、正課外活動のものを部活動として表現しておきたい。部活動を巡る諸問題を扱った神文雄「学校クラブについて—とくに学習指導要領との絡み合いについて—」（1991）でも基本的な課題として次の

ものを取り上げている。

(1) 指導体制

(2) 対外活動

(3) 指導者

①顧問 ②職務 ③教員以外の指導者<sup>(1)</sup>

20年以上経ってもこの課題は解決していない。むしろ、より複雑に悪化してと言ってもよい。YAHOO ニュース・内田良「『部活動週休2日』有名無実化 文科省の指針」(2016年1月10日)<sup>(2)</sup>でも取り上げられ、オンライン『日本経済新聞』(2017年12月27日)では学習院大学・長沼豊教授を中心に日本部活動学会が設立されたことが報じられた。

発起人は全国の教育関係者や弁護士など約30人。同日、会長となった長沼豊・学習院大教授は「教育現場の部活動の実態が大きく注目を集めた一年だった」と振り返り、「研究者と教員だけでなく、保護者や生徒も交えて広く議論し、理論と実践の両面から考えていくことが必要」と話した。<sup>(3)</sup>

「日本部活動学会 設立趣意書」によれば以下のような背景を記している。

日本における部活動は、長年にわたって発展を遂げ、学校教育に根付いています。教育文化の一翼を担っていると言っても過言ではありません。活動に参加することで児童生徒が生きがいを感じ成長・発達した実践などを通して、部活動の良さや価値は認知されています。ただし部活動に関する学術的な研究は、スポーツ科学や教育社会学をはじめとして研究成果が蓄積されている分野もあるものの、実践の隆盛に

比べれば文献や論文は多くなく発展途上の状態にあると言えます。長年にわたって継続してきた要因や歴史的経緯を含め、部活動の教育的意義や価値、学校教育の中で果たす機能についてのさらなる研究が求められています。同時に各分野に散在している研究成果を横断し俯瞰する研究も必要です。

近年では部活動のあり方が問われてきており、その存立の意味も含めて問い直しの声が広がっています。例えば児童生徒の負担の問題（家庭での時間や自由時間が少ない等）、顧問教員の過重負担、教員の全員顧問制と児童生徒の強制加入、過酷な練習や体罰、外部指導員との連携や質的向上、部活動指導員（職員）の確保、保護者の理解と協力、大会や練習時の送迎の問題、選手育成か教育かという目的に関わる問題など、多様な問題や課題です。これらを解決する方策を探り、部活動のあり方を考察するためにも、学術的な観点からの知見が必要となっています。<sup>(4)</sup>

また、オンライン『日本経済新聞』（2018年1月16日）には「中学の部活動週休2日に スポーツ庁が指針案」<sup>(5)</sup>も報じられ、YAHOO ニュース・内田良「国の部活指針案 生徒の負担軽視 スポーツ庁によるガイドライン骨子（案）の問題点と今後の課題」（2018年2月22日）も発表された。<sup>(6)</sup>

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（2018年3月）は、不十分な内容である。すでにガイドライン策定の趣旨等を見れば一目瞭然である。

本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校 前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が 以下の点を重視して、

地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。<sup>(7)</sup>

従って高等学校での運動部活動については取り上げてないことになる。大会等の見直しにおいても、触れているのは公益財団法人日本中学校体育連盟だけで、公益財団法人全国高等学校体育連盟については全く触れていない。資料として文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」（2013年5月）を添付しているのみで、運動部活動の根本的な問題の解決につながるものにはなっていない。ここではっきりしたことはスポーツ庁は教員の職務の内容には踏み込まず、単に文部科学省のガイドライン等を添付するにとどめている点だ。省庁の職務分担もあり、教員の職務に深くスポーツ庁が介入することはできなだろう。かろうじて、文部科学省と連携しながら進めることとなろう。

昨今の部活動を巡る動向を整理すると以下のような考察が必要ではないかと思える。

- (1) 教育の目的と教員の役割
- (2) 特別活動とクラブ活動
- (3) 部活動における教育・教員の役割
- (4) 労働者としての教員

今一度この4点について考えてみたい。

#### (1) 教育の目的と教員の役割

教育の目的と教員の役割については、教育基本法をまず見ておきたい。教育基本法は日本国憲法に則り日本の教育の大原則を定めたものである。教育の目的については以下のように規定されている。

### (教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

この教育の目的を達成するため、学校教育で教育を実施するのが教員である。教育基本法で謳われている教員の役割とは以下の通りである。

### (教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

教員には「自己の崇高な使命」があるということだ。それは人間の「人格の完成」に深くかかわっているからだ。教員がどうあるべきかは、教育基本法では以上の他には定められていない。『教員をめざそう！』（文部科学省初等中等教育局教職員課）の「2. 教員の役割」のには次の説明がある。

#### (1) 教員の資質能力の重要性

「教育は人なり」とよくいわれます。これは、学校教育の成否は教員にかかっているということを意味しています。

例えば、質の高い教材を使っているでも教え方がわるければ、その教材の価値を引き出しているとはいえません。また、子どもたちにとって貴重な体験を得られる機会があっても、教員自身が目的意識をしつ

り持って実施しなければ、教育的な効果は期待できないでしょう。

## (2) 教員をめぐる状況の変化

都市化の進行等を背景に、地域社会の教育力が低下していると言われています。これに伴って、学校や教員に求められるものが増えていきます。<sup>(8)</sup>

文部科学省の教員養成を所管する初等中等教育局教職員課が発行するパンフレットである。時代により教員に求められているものが変化していることを述べている。何が変わらず求められ、何が変わるのかも時代によるものだ。それは教育が国民の人材養成に深く関わっているからである。それは日本の教育史を見ても一目瞭然だ。明治維新後における学制の登場、第2次世界大戦後における民主主義教育の導入を見れば明らかである。

クラブ活動・部活動での教員の役割はどのようなものだろうか。小林誠「学習指導要領からみる部活動に関する一考察—部活動における教師の役割の歴史的変遷—」(2012)では特別活動での指導として次の4点を挙げている。<sup>(9)</sup>

- 1 自主性を育てる指導
- 2 集団への所属感を育てる指導
- 3 個性を伸長する指導
- 4 自己実現を目指す指導

部活動での指導では「4 自己実現を目指す指導」として取り組んでいる部活動に関する具体的な技能や技術の指導が含まれる。

## (2) 特別活動とクラブ活動

特別活動は一般的な見方としてどのように捉えられているのであろうか。新村出編『広辞苑』（2018、第7版）には以下のように定義されている。

学校の正規の教科学習以外に、児童・生徒が共通の興味・関心に基づき、クラブを組織して自発的に行う活動。各種の研究会・同好会・運動競技など、特別活動の一領域。部活動。部活。<sup>(10)</sup>

インターネット上の「ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説」では次のように掲載されている。

共通の趣味や関心をもつ児童、生徒によって組織的に営まれる文化的、体育的、あるいは奉仕的活動。児童、生徒の自主的な集団活動を本質とし、これを通して個性の伸張、社会性の発達が期待されている。第2次世界大戦後、教育的意義が認められて教育課程のなかに位置づけられ、現行の学習指導要領においては、特別活動の一内容を構成。しかし、指導者や施設の不足などのほか、受験体制からの圧迫、活動の形式化など、問題が少なくない。<sup>(11)</sup>

もっと正確に言うならば、小林誠「学習指導要領からみる部活動に関する一考察―一部活動における教師の役割の歴史的変遷―」（2012）では次のように定義している。

特別活動とは、初等教育と中等教育の教育課程における教科活動・学科外活動の一領域のことである。学習指導要領には、各教科、道徳と並んで章立てされており、重要な教育課程の一つとして構成されている。その特色としては、異年齢集団や全校単位で展開される集団活

動であり、集団の一員としての自覚や他人と協力する精神など、社会で生きていくために必要なスキルを身につける教育活動である。<sup>(12)</sup>

「異年齢集団」「集団の一員としての自覚や他人と協力する精神」を培う活動として「クラブ活動」「部活動」は社会の中で反映できる人間形成を行う場として重要な役割を果たしていると考えられる。しかし、学習指導要領における取り扱いは異なっている。

磯島秀樹「特別活動のあり方についての一考察」(2004)では歴史的変遷も取り上げているが、まずは運動会という形態で現れる。

運動会は、1874(明治7)年、東京築地の海軍兵学寮でイギリス人教官指導のもとに開かれた「競闘遊戯会」がその始まりとされる。その後、東京大学予備門や札幌農学校でも開催されるようになるが、その内容は、運動会というより、高等教育機関で行われるスポーツの競技大会であった。初等教育では、森有礼による兵式体操導入後、気質鍛錬のための運動会が奨励されるようになり、1894(明治27)年の日清戦争以後はほとんどすべての学校に広がっていった。(中略)

運動部については、中学校以上の教育機関で、野球や漕艇といった外来のスポーツを愛好する生徒・学生たちによって1877(明治10)年頃から組織化されていった。<sup>(13)</sup>

特別活動の原点を探っていけば、そこには運動会や運動部の活動があるということだ。神文雄「学校クラブについて—とくに学習指導要領との絡み合いについて—」(1991)では必修クラブ活動の登場について次のように述べている。

特別活動の趣旨に沿った学習たるべく、必修「クラブ活動」が登場したのは1968・70年にかけてである。指導要領の改訂によるもので、



従来からの運動部は学校教育活動外の活動とて、一応は分離されたのである。

この時期には、“知育への偏重”“個性の喪失”などが叫ばれ始めたこともあって、クラブ活動の持つ多面的な価値を、一部の生徒だけでなく、すべての生徒に経験させようといった教育的な意味が込められていたわけである。<sup>(14)</sup>

現在、小学校などの初等教育においては、小学校4年生からクラブ活動は必修である。これは特別活動の一領域になっている。小学校の特別活動は「学級活等」「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」から構成されている。『小学校学習指導要領解説 特別活動編』（文部科学省、2017年6月）にはその第1の目標として以下のように掲載されている。

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを旨とする。<sup>(15)</sup>

そこから期待されるものは以下の通りである。

クラブ活動において「人間関係をよりよく形成する」とは、学年や学級を超えた異年齢集団によって行われるクラブ活動の機会や場を多様に設定することにより、上級生は下級生に対して思いやりの気持ちをもって接し、下級生は上級生にあこがれや尊敬の気持ちをもって協力できるようにすることなどである。<sup>(16)</sup>

小学校4年生以上ではこうした異年齢集団の人間関係の構築は中学校への連携ともつながることが期待できる。小学校ではこうした特別活動と

いう正課としての活動とは別に放課後に行われる選択によるクラブ活動が行われているところもある。

中学校については1972年の学習指導要領から特別活動の一領域としてクラブ活動が必修とされた。『中学校学習指導要領解説 特別活動編』（文部科学省、2017年6月）の「①特別活動の成果と課題」では次のような掲載がある。

特別活動は、学級活動、生徒会活動（児童会活動）、（クラブ活動）、学校行事から構成され、それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。協働性や異質なものを認め合う土壌を育むなど、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、集団への所属感、連帯感を育み、それが学級文化、学校文化の醸成へとつながり、各学校の特色ある教育活動の展開を可能としている。<sup>(17)</sup>

また、次のような記述もある。

特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて特別活動の目標及び内容を整理し、学級活動、生徒会活動（児童会活動）、（クラブ活動）、学校行事を通じて育成する資質・能力を明確化する。<sup>(18)</sup>

（児童会活動）及び（クラブ活動）は小学校のみが対象である。1989年の中学校の学習指導要領改訂によりクラブ活動は部活動によって代替が認められるようになり、1998年には「クラブ活動（部活動）」が削除された。現在の特別活動は「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」から構成されている。従って中学校で行われているクラブ活動や部活動は正

課外活動ということになる。

高等学校については1973年の学習指導要領から特別活動の一領域としてクラブ活動が必修とされた。中学校と同様に1989年の高等学校の学習指導要領改訂によりクラブ活動は部活動によって代替が認められるようになり、1999年には「クラブ活動（部活動）」が削除された。現在の特別活動は「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」から構成されている。従って高等学校で行われているクラブ活動や部活動は正課外活動ということになる。

『我が国の文教施策』（文部科学省、1998年10月）の「(1)運動部活動の意義」では次のような掲載がなされている。

運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の児童生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、運動部活動は児童生徒が体育の授業で体験し、興味・関心を持った運動を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を体育の授業で生かし、他の生徒にも広めていくこともできるものである。さらに、運動部活動は、自主的に自分の好きな運動に参加することにより、体育の授業に加えて、スポーツに生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師(顧問)と密接に触れ合う場としても大きな意義を有するものである。

このように、運動部活動は生徒のスポーツ活動と人間形成を支援する

ものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

文部省が平成8年に実施した「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査」においても、中・高等学校の生徒、保護者、教員の9割以上が「運動部活動は生徒の将来のために役立つ」と答えている。また、中・高等学校の運動部員のうち「運動部活動は楽しい」と回答した人、その保護者のうち「子どもの運動部活動に満足している」と回答した人の割合も8～9割程度となっている。<sup>(19)</sup>

なお、「(2)今後の部活動運営の在り方」では次のようなことにも触れている点は注目しなければならない。

特に、完全学校週5日制の導入に伴う休業日の増加、顧問数・部員数の減少などといった最近の傾向や、生涯にわたるスポーツ活動の基礎づくりの観点を踏まえ、例えば、学校に指導者がいない等の理由により特定の運動部活動を当該学校において実施できないが、地域においては活発な活動が行われている場合などは、地域と学校との連携により、子どもが真に関心を持つスポーツの活動を地域に求めていくことも必要である。<sup>(20)</sup>

同施策については以下のようなものも掲載されている。

#### 運動部における休養日等の設定例

平成9年12月に文部省の「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議」がまとめた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」では、参考として各学校の運動部活動において設定する休養日等の例を、以下のように示している。

- ・中学校の運動部では、学期中は週当たり 2 日以上の休養日を設定
- ・高等学校の運動部では、学期中は週当たり 1 日以上の休養日を設定。
- ・練習試合や大会への参加など休業土曜日や日曜日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保。
- ・休業土曜日や日曜日の活動については、子どもの「ゆとり」を確保し、家族や部員以外の友だち、地域の人々などとより触れ合えるようにするという学校週 5 日制の趣旨に適切に配慮。
- ・長期休業中の活動については、上記の学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。
- ・なお、効率的な練習を行い、長くても平日は 2～3 時間程度以内、休業土曜日や日曜日に実施する場合でも 3～4 時間程度以内で練習を終えることをめどとする。長期休業中の練習についても、これに準ずる。<sup>(21)</sup>

中央教育審議会「21 世紀を展望したわが国の教育の在り方について」（1997）では「ゆとり教育」実施に向けてさらなる充実がまとめられている。1999 年の学習指導要領の全面改訂により、クラブ活動は廃止された。その一方で、総合的な学習の時間の新設、絶対評価の導入、週休 5 日制の完全実施などがあった。

小林誠「学習指導要領からみる部活動に関する一考察—部活動における教師の役割の歴史的変遷—」（2012）では次のような指摘がある。

平成 20 年（2008 年）と平成 21 年（2009 年）の学習指導要領では、前回のクラブ活動の廃止、それに伴う部活動への一本化に対応して、教育課程外の部活動に関しても言及している。前述の通り、総則において「部活動に関して学校教育の一環として、教育課程その関連が図

られるよう留意すること」と記載され、また、「地域に学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力」など地域や各種団体との連携も重視されている。このように、指導者を外部者に移行するといった政策は、以前から提言されてきたことであるが、現在、多くの学校の教師が、部活動の顧問を行っている。それ自体は、学校活動であるので問題はない。しかし、従来のクラブ活動と異なり、部活動は教育課程外であるということが問題なのだ。(22)

2013年5月には文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」が発表された。ここでは「4 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項」が取り上げられている。

- ①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全で活動の目標、指導の在り方を考えましょう
- ②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう
- ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう
- ④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう
- ⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう
- ⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう
- ⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう(23)

このガイドラインには大きな矛盾が浮き彫りになっている。部活動は特別活動の学習指導要領からは除外され、正課外の活動になっているが、

『中学校学習指導要領』の総則の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」、『高等学校学習指導要領』の総則の「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の「以上のほか、次の事項に配慮するものとする。」において次のように謳っている（中高同文）。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、かんよう 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域 や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

さらに、同ガイドラインでは次のような文言もある。

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間 や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。<sup>(24)</sup>

部活動の重要性を主張しているが、これは正課としての特別活動から外しておきながら、その重要性を主張している。これではなぜ、正課からはずしてのかが曖昧である。

最近の流れで注目しておきたいのはスポーツ庁の設置である。スポーツ基本法（2011年）の制定、その後2015年10月1日にスポーツ庁が設置された。2013年9月には2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致が決定されている背景もあるが、スポーツの観点からすれば、運動部もスポーツ庁の管轄になる。最近のスポーツ庁の部活動に関する

通達等を見ておきたい。

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議  
(2017年12月18日)

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部  
活動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)(29ス庁第  
649号、2018年3月19日)

スポーツ庁では運動部活動については以下のように捉えている。

#### 学校体育・運動部活動

現行の学習指導要領では、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を  
育てることや体力の向上を図ることをねらいとして、小学校から高等  
学校までを見通して、指導内容の系統化や明確化を図っています。

また、学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに親し  
むとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要  
な場であるため、スポーツ庁では、運動部活動をより充実させるため  
の取組を行っています。<sup>(25)</sup>

文化部以上に運動部については文部科学省以外にもスポーツ庁も深く関  
わることになる。学校教育内の活動ではあっても、学習指導要領から除  
外された中学校・高等学校のクラブ活動については、特に運動部につい  
てはスポーツ庁の指導が今後強まることが予想される。

### (3) 部活動における教育・教員の役割

現在のクラブ活動を巡る動きは運動部が中心に展開されるが、そもそ  
もクラブ活動は人間形成上、重要なものであるからこそ、学習指導要領



に組み込まれたわけだが、それが中学校・高等学校から外れたのは教育の役割が終わったということの意味しているのであろうか。小川潔・岡田大爾「中学・高校の部活動が生徒の自己形成に及ぼす影響—自己指導能力に関する大学生の自己認識を通して—」（2017）によれば、部活動の学習指導要領上の取り扱いの変遷は以下の通りである。

学校週 5 日制完全実施に向け、中学校では平成 10 年、高等学校では平成 11 年改訂の学習指導要領で必修のクラブ活動は廃止となり、特別活動から削除され、現在のように各学校の実態に応じ、課外活動の一環として部活動が行われている。ところが、平成 10 年改訂後、部活動の編成・実施上の問題点が多く指摘されるようになった。つまり、学校の小規模化の進行、生徒の参加意欲や指導者不足等の課題などへの対応の必要性が高まってきた。そこで平成 20 年 1 月中央教育審議会答申の中で、「部活動、これが中学校、高等学校の教育の中で非常に大きな役割を果たしてきているということで、教育課程に関連する事項として学習指導要領の中で記述する必要があるのではないか」という指摘があり、これを受け、平成 20 年 3 月学習指導要領改訂では、「部活動について、学校教育の一環として教育課程との関連、これを図ること、あるいは、地域の人々あるいは各種団体との連携、そういうもので運用上の工夫を行うこと」など、配慮事項という形で新しく記載された。学習指導要領に部活動の意義や留意点などを記載することによって部活動が各学校において一層活発に行われることが期待できるとされ、教育課程外の活動ながら学校教育の一環として教育課程に関連する事項に位置付けられた。<sup>(26)</sup>

中学校学習指導要領の改訂において特別活動は文章がかなり追加されているので、新（2017 年告示）と旧（2008 年告示）を紹介しておきたい。

## 新

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活人間関係の課題を見だし解決するために話し合い合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

## 旧

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。<sup>(27)</sup>

改訂の新旧を比較すると、改訂後のものはより具体的な内容になっている。特に昨今問題となっている、人間関係の構築、協働作業といったまさにキーワードが特別活動のテーマそのものでもある。クラブ活動はこれに加えて、旧学習指導要領にない、「異年齢集団による交流を重視する」という表現が新学習指導要領には入っているのである。学級活動はどう

しても同年齢の活動となるが、部活動は先輩、後輩といった異年齢での活動となる。学校が小さな社会として大きく機能することになる。また、教科による評定評価とも異なり数値化もされない。しかし、文化部であれ、運動部であれ、発表会、競技大会、試合等を通してその成果を内外に示す機会もある。極端な言い方をすれば、学習指導要領からははずれた部活動（特に運動部）の大きな大会、ジュニアインターハイ（全国中学総合体育大会）、インターハイ（全国高校総合体育大会）は、「体育」という用語は入っているが、いわゆる教科目の体育の延長戦上にある大会であると思っている者は誰もいないだろう。なぜなら、実際には体育の授業では扱わない競技もそこでは扱われる。むしろ、運動部の成果を発揮する場である。

公益財団法人日本中学校体育連盟の目的については以下の3行がホームページで紹介されている。

公益財団法人日本中学校体育連盟は、全国中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学校教育の充実と発展に寄与することを目的とする。<sup>(28)</sup>

公益財団法人全国高等学校体育連盟の設立目的は、次のように示されている。

この法人は高等学校生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発達を図ることを目的とする。

上記の趣旨に係わる主な内容は以下の通りです。

(1) 高校生の健全育成を目指す

略

(2) 競技力の向上

略

### (3) 生涯スポーツ実践の基礎づくり<sup>(29)</sup>

略

さらに「(1) 高校生の健全育成を目指す」は以下のような説明がある。

現代は高校生一人ひとりが生き生きと夢をもって生活することが大切です。また、望ましい人間関係のもとで自分の個性をさらに伸ばし、自己を鍛え、たくましく生きる力を養うことが重要なことです。<sup>(30)</sup>

ここで掲げられている内容はまさに教育そのものであり、特別活動が求められているものでもある。

### (4) 労働者としての教員

特別活動から分離されたクラブ活動は、人間関係構築や異年齢集団による交流を進める上でも有効であると考えられる。文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」(2013年5月)には顧問の教員に次ように求めている。

顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。<sup>(31)</sup>

文末は「望まれます」とやわらかな表現となっているが、正課の教科の教材研究でも十分な時間が取れていない中、正課外の活動にも同じような内容を求めていることは大きな矛盾である。このようなことまで求

めるとなれば、根本的な見直しが改めて必要ではないだろうか。部活動を正課外の活動とするのであれば、それに見合った教員の職務を軽減しなければ、まさに書類上、文字上だけのことになってしまう。教員の多忙化は教材研究ができないばかりか、労働者として長時間労働を強いられる結果にもなっている。これはいわゆるブラック企業を想起させることに繋がり、職業としての教員離れの原因のひとつと言ってもよいかもしれない。崇高な使命だけでは教員を職業のひとつとして考えるには限界があると言ってもよいかもしれない。川口厚「生徒指導の実践の場としての部活動の教育的意義—社会的なリテラシー育成の視点からの検討—」(2018)では次のように指摘している。

学校における教員の現状について述べる。経済協力開発機構(OECD)の調査では、日本の教員の仕事時間は、参加国・地域の中で最も長いという結果が示されている。教員が、週休日等に部活動を指導した場合は、部活動手当が支給される。しかし、その支給額は僅かであり、中学校や高校の部活動指導が半ば教員の無償労働によって成り立っているという実態がある。そして、日本体育協会の調査では、部活動顧問教員が、専門的指導力の不足や校務の多忙を問題視していることを指摘している。<sup>(32)</sup>

しかも中学校・高等学校の部活動、特に運動部ともなれば、教員の負担を減らすためにクラブ活動の顧問を外注する方向性について報道もあった。産経ニュース「<部活動指導の外注化> 石井昌浩氏『教師の負担軽減が急務』 渡辺敦司氏『安易な委託は対症療法』」(2014年10月24日)をはじめ、地方公共団体で検討している動きもあった。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(28ス庁第704号)が2017年3月14日に発信され、同規則は同年4月1日から施行されることになった。その内容は「部活動指導員」制度が法的に定められたこと

だ。気になる点を取り上げておきたい。

(2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではないこと。

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営（会計管理等）
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成

部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

- ・生徒指導に係る対応

部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめ暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

- ・事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

(3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができること。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、上記(2)にあるように年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応

等の必要な職務に当たらせること。

(4) 部活動指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や上記(3)の部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図ること。<sup>(33)</sup>

確かに部活動の指導は、これによって部活動指導員が行うことが法令的に認められたわけだが、では現場の顧問をする教員の負担が極めて軽減されたかと言えば、そうではないだろう。顧問にならなくても、「当該部活動を担当する教諭等」となり、デスクワークを中心に、連絡・事故の対応等などは結局は現場の教員が行うことになるのだ。

『内外教育』(第6643号、2018)の「運動部活動改革で教員の負担軽減」では次のように掲載されている。

文部科学省の2018年度予算シリーズの4回目はスポーツ庁と大臣官房関連の内容を紹介する。スポーツ分野における学校教育の関係では、部活指導が教員の長時間労働の原因の一つとなっていることを受け、新規事業として「運動部活動改革プラン」を盛り込み、運動部活動の在り方の調査研究を行う。今年3月末までに策定予定の「運動部活動ガイドライン」を踏まえて、活動内容や競技大会などの在り方を見直し、顧問教員の負担軽減などを図る。また、中学校の新学習指導要領に記載された銃剣道など9種目の武道の指導ガイドラインの作成、指導者データベースなどの整備も行う。一方大臣官房所管である文科省の機構改革では、教員の「働き方改革」を進めるため、定数、給与、業務改善など教員に関する事項を一元的に担当する「教育人材政策課」(仮称)を今年10月に新設する予定だ。<sup>(34)</sup>

さらに同号の「教員関係を新部署に一元化」での機構改革では次のよう

に紹介されている。

18年度の文科省の定員は、34人増・26人減で、差し引き8人増の2124人。同省が昨年度末にまとめた学校における働き方改革の「緊急対策」を受け、教員の業務量を一元的に把握する「教育人材政策課」（仮称）を、「総合教育政策局」（同）の中に新設する。同課には、高等教育局所管の教員養成、初等中等教育局所管の教職員定数・給与などの業務も移管される予定で、教員に関する政策や施策は、すべて同課に集約されることになる。<sup>(35)</sup>

国もようやく重い腰を上げたことになる。これから「運動部活動の在り方の調査研究を行う」ことになり、実際に動き出すのはまだまだこれからということになりそうだ。国の動きは予算措置や機構の配置により確認することができるが、その動きは遅い。

## 2 部活動と学校の宣伝

少子高齢化の影響は入学生の減少という事態を招いている。これに伴い、特に高等学校では学生を確保するために、学校の宣伝も重要な学校運営のひとつである。

部活動が学習指導要領上の取り扱いが変わっても、学校の知名度アップ、宣伝に大いに貢献していることがある。関喜比古「問われている部活動の在り方—新学習指導要領における部活動の位置付け」（2009）では次ようにまとめている。

近年、学校選択制の拡大や学校評価制度の導入に伴い、学校の「売り」・「目玉」として部活動に一定の「成果」を義務付けたり、また顧問教師個人の思い入れから、合唱部、ブラスバンド部の「コンクール



入賞」や運動部の「勝利至上主義」に生徒と保護者を過剰動員するような例が散見される。度を越えた長時間の練習は、生徒の心身の発達にとっても弊害であり、これに派生して起こりがちな体罰やいじめなどが、生徒の人格形成や生涯スポーツ・文化活動の発展に及ぼす影響についても、冷静に見極める必要がある。

今回、中学と高校の学習指導要領で部活動を教育課程の枠内に位置付けた趣旨を認めるにやぶさかではないものの、予算面・定員面での“受皿”が整わない以上、とどのつまり、部活動を「生徒の自主的活動」という原点に戻して対応していくことが、顧問教師の長時間労働などの諸課題に取り組むための重要なポイントではないかと考える。<sup>(36)</sup>

10年前のものだけに、若干実状がずれている場合もあるだろうが、「学校選択制の拡大や学校評価制度」は学校運営にとっては重要な問題である。学校評価制度でよい評価を得るために、部活動を盛んにし生徒も満足度を上げ、部活動で全国大会にでも出場すれば、さらにそれが学校の知名度アップにもつながると考えるのはごく自然の流れだ。しかし、これは教育そのものではなく、本来は学校運営の問題である。校長のような管理職にとっては、この部活動の問題はこうした側面もあり、その校長が学校の顧問等の決定権を掌握していることを考えると、問題はさらに複雑化してくる。

## エピローグ

プロスポーツやオリンピック選手でも暴力の問題はここ数年、報道でよく取り上げられる。また、パワハラ問題まで生じている。プロの世界から学校の部活動の現場まで、暴力問題、学校においては体罰やしごきの問題もある。これに加えて、教員の長時間労働の問題が今はクローズ

アップされている。教員だけでなく、部活動における先輩後輩の人間関係も、封建的なイメージがあり、上下関係や拘束感を強く伴うものもある。これについては小野雄大・庄司一子「部活動における先輩後輩関係の研究—構造、実態に着目して—」（2015）が調査を行い、その結果をまとめている。<sup>(37)</sup> 教員以外の指導者による部活動を学校は今後どのように考えていくのかも新たな問題でもある。川口厚「生徒指導の実践の場としての部活動の教育的意義—社会的なリテラシー育成の視点からの検討—」（2018）では次のように指摘している。

文部科学省は、「チームとしての学校」の実現と教員の長時間労働等の負担軽減を目的とし、学校が「部活動指導員」を活用することを法制化した。そこでは、部活動指導員の職務として想定されているものとして、実技指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応などが含まれ、部活動指導員が単独で部活動顧問となることも制度上は可能となる。<sup>(38)</sup>

制度上は部活動指導員が単独で部活動顧問となることも制度上は可能となったとしても、果たしてどこまで機能していくかは今後の課題だ。学校はとかく、事件・事故を嫌うことから、学校の最終責任者である校長の胸三寸にならないように願うばかりだ。事故等が起きた時の学校の責任の在り方も部活動の在り方と共に考えなければならないだろう。佐藤明彦『職業としての教師』（2018年2月）なども出版されるような時代となった。

教育基本法では学校教育、家庭教育、幼児教育、社会教育が謳われている。教育がすべて学校で行われるわけではない。しかし、部活動は生徒にとって魅力のある活動である。だからこそ、正課外の活動であっても自主的に活動を行っているのである。しかし、教員は万能ではない。精神論だけ指導を行うような時代でもない。国は学校週5日制完全実施

に向けて中学校・高等学校でのクラブ活動の廃止、部活動が学習指導要領から削除した。しかし、生徒の活動状況に応じて、学習指導要領の総則に記載することで正課外活動の一環として部活動を位置付けた。国は労働者としての教員の立場を今でも後回しにし、教員の使命感に依存したままではないだろうか。長時間労働が問題となっている昨今、いつまでも「教育の一環」という文言上だけで部活動の指導を教員にゆだねるのは時代の流れから言っても無理があるのではないだろうか。

## 注

- (1) 神文雄「学校クラブについて—とくに学習指導要領との絡み合いについて—」(『岡山大学医療技術短期大学部紀要』第1巻、岡山大学医療技術短期大学部、1991年3月)、pp.15-17.
- (2) 内田良「『部活動週休2日』有名無実化 文科省の指針」(2016年1月10日)  
(<https://news.yahoo.co.jp/byline/ryouchida/20160110-00053274/>)(2018年3月24日アクセス)
- (3) 「『ブラック部活』是正へ議論 教育関係者ら学会設立 2017/12/27」  
(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO25155220X21C17A2CR8000/>)(2018年3月24日アクセス)
- (4) 「日本部活動学会 設立趣意書」  
(<https://jaseca2017.jimdo.com/組織/設立の経緯/設立趣意書/>)(2018年3月24日アクセス)
- (5) 「中学の部活動、週休2日に スポーツ庁が指針案」(2018年1月16日)  
(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO25758070W8A110C1CR8000/>)(2018年3月24日アクセス)

- (6) 内田良「国の部活指針案 生徒の負担軽視 スポーツ庁によるガイドライン骨子(案)の問題点と今後の課題」(2018年2月22日)  
(<https://news.yahoo.co.jp/byline/ryouchida/20180222-00081892/>)  
(2018年3月24日アクセス)
- (7) スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(2018年3月)、p.1.  
([http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2018/03/19/1402624\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afiedfile/2018/03/19/1402624_1.pdf))(2018年4月8日アクセス)
- (8) 『教員をめざそう!』(文部科学省初等中等教育局教職員課)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/miryoku/\\_icsFiles/afiedfile/2009/09/03/1283833.pdf#search=%27%E6%95%99%E5%93%A1%E3%81%A8%E3%81%AF%E4%BD%95%E3%81%8B+%E6%B3%95%E5%BE%8B%E4%B8%8A%E3%81%AE%E5%AE%9A%E7%BE%A9%27](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/miryoku/_icsFiles/afiedfile/2009/09/03/1283833.pdf#search=%27%E6%95%99%E5%93%A1%E3%81%A8%E3%81%AF%E4%BD%95%E3%81%8B+%E6%B3%95%E5%BE%8B%E4%B8%8A%E3%81%AE%E5%AE%9A%E7%BE%A9%27))
- (9) 小林誠「学習指導要領からみる部活動に関する一考察—部活動における教師の役割の歴史的変遷—」(『早稲田大学大学院教育研究科紀要』第19巻第2号、早稲田大学大学院教育研究科、2012年3月)、p.195.
- (10) 新村出編『広辞苑』(岩波書店、2018年1月、第7版)に対応したロゴヴィスタDVD-ROMより(頁表記なし)
- (11) 「ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説」  
(<https://kotobank.jp/word/%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%83%96%E6%B4%BB%E5%8B%95-56511>)(2018年3月23日アクセス)
- (12) 小林誠「学習指導要領からみる部活動に関する一考察—部活動における教師の役割の歴史的変遷—」、p.191.
- (13) 磯島秀樹「特別活動のあり方についての一考察」(『プール学院大学研究紀要』第55号、プール学院大学、2014年)、p.156.
- (14) 神文雄「学校クラブについて—とくに学習指導要領との絡み合い

について」、p.14.

- (15) 『小学校学習指導要領解説 特別活動編』（文部科学省、2017年6月）、p.101

([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/19/1387017\\_15.pdf#search=%27%E5%B0%8F%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98+%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%27](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/12/19/1387017_15.pdf#search=%27%E5%B0%8F%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98+%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%27))(2018年3月23日アクセス)

- (16) Ibid.、 p.102.

- (17) 『中学校学習指導要領解説 特別活動編』（文部科学省、2017年6月）、p.5.

([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387018\\_13\\_1.pdf#search=%27%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95++%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%27](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387018_13_1.pdf#search=%27%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95++%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%27))(2018年3月23日アクセス)

- (18) Ibid.、 p.6.

- (19) 『我が国の文教施策』（文部科学省、1998年10月）

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad199801/hpad199801\\_2\\_051.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199801/hpad199801_2_051.html))(2018年3月23日アクセス)

- (20) Ditto.

- (21) Ditto.

- (22) 小林誠「学習指導要領からみる部活動に関する一考察—部活動における教師の役割の歴史の変遷—」、p.199.

- (23) 文部科学省「『運動部活動での指導のガイドライン』(2013年5月)、pp.4-12.

- ([http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/\\_icsFiles/afieldfile/2016/07/01/1372445\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/_icsFiles/afieldfile/2016/07/01/1372445_1.pdf))(2018年4月6日アクセス)
- (24) Ibid.、p.3.
- (25) スポーツ庁「学校体育・運動部活動」  
([http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/1371875.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/1371875.htm))(2018年3月28日アクセス)
- (26) 小川潔・岡田大爾「中学・高校の部活動が生徒の自己形成に及ぼす影響—自己指導能力に関する大学生の自己認識を通して—」(『広島国際大学教職教室教育論叢』第9巻、広島国際大学心理科学部教職教室、2017年12月)、p.12.
- (27) 「中学校学習指導要領比較対照表」  
([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661\\_5\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661_5_1.pdf))(2017年9月29日アクセス)、p.6.
- (28) 「公益財団法人日本中学校体育連盟」  
(<http://njpa.sakura.ne.jp/index.html>)(2018年3月29日アクセス)
- (29) 「公益財団法人全国高等学校体育連盟」  
([http://www.zen-koutairen.com/f\\_outline.html](http://www.zen-koutairen.com/f_outline.html)) (2018年3月29日アクセス)
- (30) Ditto.
- (31) 文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」(2013年5月)、p.12.
- (32) 川口厚「生徒指導の実践の場としての部活動の教育的意義—社会的なリテラシー育成の視点からの検討—」(『桃山学院大学経済経営論集』第59巻第4号、桃山学院大学、2018年2月)、p.61.  
※論文中の注番号は削除した。
- (33) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(28ス庁第704号)

([http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/1383344.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1383344.htm))(2018年4月11日アクセス)

(34) 「運動部活動改革で教員の負担軽減」(『内外教育』第6643号、時事通信社、2018年2月)、p.6.

\*なお、本文中の「銃剣道」は「柔剣道」の誤植ではないかと思える。

(35) 「教員関係を新部署に一元化へ」(『内外教育』第6643号、時事通信社、2018年2月)、p.7

(36) 関喜比古「問われている部活動の在り方—新学習指導要領における部活動の位置付け」(『立法と調査』第294号、参議院事務局企画調整室、2009年7月)、pp.58-59.

(37) 小野雄大・庄司一子「部活動における先輩後輩関係の研究—構造、実態に着目して—」(『教育心理学研究』第63巻第4号、2015年)、pp.438-452.

(38) 川口厚「生徒指導の実践の場としての部活動の教育的意義—社会的なリテラシー育成の視点からの検討—」、p.62.

※論文中の注番号は削除した。

**【キーワード】** 特別活動、クラブ活動、教員の役割、労働者としての教員、部活動指導員